

社会資本整備審議会環境部会
グリーン社会小委員会の設置について（案）

令和 6 年 8 月 〇 日
社会資本整備審議会
環境部会長 決定

国土交通省におけるカーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミーの取組を加速し、グリーン社会の実現に貢献するため、社会資本整備審議会環境部会運営規則（平成 18 年 12 月 20 日）第 1 条の規定により、グリーン社会小委員会を設置し、国土交通省の環境分野の施策のとりまとめに向けた調査審議を行う。

グリーン社会小委員会の運営については、社会資本整備審議会環境部会運営規則の定めによるほか、議事の手続きその他の運営に関し必要な事項は、小委員会の委員長が定めるものとする。

社会資本整備審議会環境部会
グリーン社会小委員会 委員名簿
(令和6年8月〇日時点)

(五十音順・敬称略)

- 石田 東生 筑波大学名誉教授
- 伊藤 聡子 事業創造大学院大学客員教授
- 勝見 武 京都大学大学院地球環境学堂教授
- 高村 ゆかり 東京大学未来ビジョン研究センター教授
- 竹内 純子 NPO法人国際環境経済研究所理事・主席研究員
- 田辺 新一 早稲田大学理工学術院創造理工学部建築学科教授
- 中村 太士 北海道大学名誉教授

○委員長

(参考)社会資本整備審議会環境部会運営規則(抄)

(小委員会の設置)

第1条 環境部会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査審議させることができる。

(小委員会の委員)

第2条 小委員会に属すべき委員等(社会資本整備審議会令(平成12年政令第299号)第4条第5項の「委員等」を言う。以下同じ。)は、環境部会に属する委員等のうちから、環境部会長が指名する。

(委員長)

第3条 小委員会に、委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、環境部会長が指名する。

2 小委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。

4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから委員長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

5 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を環境部会長に報告するものとする。

(議事)

第4条 小委員会の議事については、社会資本整備審議会運営規則第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

(参考)社会資本整備審議会運営規則(抄)

(議長)

第4条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

(委員等以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録)

第6条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。